

上里町先端設備等導入計画の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）に規定する先端設備等導入計画の認定に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 先端設備等導入計画 労働生産性の向上を図るため、法第52条第1項の規定に基づき、中小企業者が作成した先端設備等の導入計画をいう。
- (2) 中小企業者 法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(添付書類)

第3条 法第52条第1項に規定する先端設備等導入計画を町長に提出しようとする中小企業者は、中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第26条第1項、第3項及び第4項に規定するもののほか、同条第5項に規定する書類として、以下の書類を添付しなければならない。

- (1) 個人情報の取扱いに関する同意書（別記様式第1号）
- (2) 導入する先端設備等をリース契約で取得する場合は、リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した軽減計算書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(認定通知)

第4条 法第52条第4項の規定により先端設備等導入計画を認定した場合は別記様式第2号により、認定しないこととした場合は別記様式第3号により、その旨を通知するものとする。

(変更申請)

第5条 法第53条第1項の規定により申請を受け、法第53条第5項において準用する法第52条第4項の規定により先端設備等導入計画を認定した場合は別記様式第4号により、認定しないこととした場合は別記様式第5号によりその旨を通知するものとする。

(認定の取り消し)

第6条 法第53条第2項又は第3項の規定により認定し又は認定を取り消した場合別記様式第6号によりその旨を通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公示の日から施行し、令和３年７月１５日から適用する。
- 2 上里町先端設備等導入計画の認定に関する要綱（平成３０年８月１４日施行）は、廃止する。